

○佐賀県警察庁舎管理規程

令和5年11月9日

佐賀県警察本部訓令第20号

佐賀県警察庁舎管理規程を次のように定める。

佐賀県警察庁舎管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、庁舎内の安全及び秩序を維持し、もって公務の円滑な遂行を図るため、庁舎の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、「庁舎」とは、佐賀県警察が事務の用に供する建物（その附属工作物及び敷地を含む。）をいう。

(事務の総括)

第3条 警務部長は、この訓令による庁舎の管理に関する事務を総括する。

2 警務部長は、庁舎の管理に関し必要があると認めるときは、実地に調査し、又は庁舎管理者に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(庁舎管理者)

第4条 庁舎の管理に関する事務を分掌させるため、庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、次表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にあるものをもって充てる。

庁舎の区分	庁舎管理者
警察本部	警務部警務課長
警察学校	警察学校長
交通機動隊	交通部交通機動隊長
高速道路交通警察隊（分駐隊庁舎を含む。）	交通部高速道路交通警察隊長
運転免許センター及び運転免許試験場	交通部運転免許課長
機動隊	警備部機動隊長
警察署	各警察署長

3 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ当該庁舎管理者が指定する者がその職務を代理する。

(室管理者)

第5条 庁舎管理者の事務を補助させるため、警察本部及び警察署に室管理者を置く。

- 2 室管理者は、当該事務室において行われている事務を所掌する所属の長（警察署にあっては課の長）をもって充てる。
- 3 室管理者は、その使用に係る事務室内における秩序の維持、火災及び盗難の予防、美観の保持その他の管理を行う。
- 4 前条第3項の規定は、室管理者について準用する。

（立入りの制限）

第6条 庁舎管理者は、庁舎のうち、危険防止、秩序維持その他円滑な公務のため立入りを制限する必要があると認める場所について、立入りを制限するものとする。

- 2 庁舎管理者は、前項の規定により立入りを制限するときは、その旨を表示するなど、立入りを制限するために必要な措置を講じなければならない。

（禁止行為）

第7条 庁舎管理者は、庁舎内における次の各号に掲げる行為を禁止する措置を講じなければならない。

- (1) 集団示威と認められる行為
- (2) 正当な理由なく、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる物品等を携行する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公務の円滑な遂行を妨げ、又は庁舎内の秩序を乱すおそれがあると認められる行為

（許可能行為）

第8条 庁舎管理者は、庁舎内における次の各号に掲げる行為について、事前に許可を受けることを求めなければならない。

- (1) 多人数で庁舎内に立ち入り、又は集会を開催する行為
 - (2) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為
 - (3) びら、ポスター、旗、看板、懸垂幕その他これらに類する物を配布し、掲示し、又は結着する行為
 - (4) 撮影又は録音をする行為
- 2 庁舎管理者は、前項の規定による許可に有効期間その他必要な条件を付することができる。
 - 3 庁舎管理者は、第1項の規定による許可を受けた者が、その許可の内容又は条件に違反したときは、その許可を取り消すものとする。

（庁舎内に立ち入ろうとする者に対する質問等）

第9条 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要があると認めるときは、自ら又は他の職員に命じ

て、庁舎内に立ち入ろうとする者に対し、その目的を質問し、又はその立入りを禁止するものとする。

(退去命令等)

第10条 庁舎管理者は、次に掲げる者に対し、自ら又は他の職員に命じて、警告を発し、当該行為を中止させなければならない。この場合において、警告に従わない者に対しては、庁舎内からの退去又は物件の撤去を命ずるものとする。

- (1) 第7条各号に掲げる行為を行い、又は行おうとしていることが明らかである者
- (2) 第8条第1項の規定による許可を受けずに、同項各号に掲げる行為を行い、又は行おうとしていることが明らかである者
- (3) 第8条第1項の許可の内容又は同条第2項の条件に違反した者
- (4) 前条の規定に基づく質問に対する回答を拒み、若しくは虚偽の回答をし、又は立入りの禁止を拒んだ者

2 庁舎管理者は、前項の規定に基づく物件の撤去命令に従わない者があるときは、その者に代わって、当該物件を撤去するものとする。

3 室管理者は、その管理する室内において、第1項各号に掲げる者に対して、当該室内からの退去を要求し、又は違反に係る物件の撤去を命じ、その者が当該物件の撤去命令に従わないときは、その者に代わって、当該物件を撤去するものとする。

4 庁舎管理者及び第4条第3項の庁舎管理者の指定する職員がその職務を遂行することができないときは、室管理者又は第5条第4項の室管理者の指定する職員は、その管理する室内において第7条に掲げる行為を行う者で正常な執務又は平穏な執務環境の維持を妨げると認められるものに対して、庁舎内からの退去を命ずるものとする。

(交番等の管理)

第11条 庁舎管理者は、交番、警察官駐在所、幹部派出所、警備派出所、検問所その他第4条第2項に定める庁舎以外の施設（以下「交番等」という。）について、当該交番等の勤務員に室管理者の職務を行わせることができる。

(借用等施設の管理)

第12条 他官庁若しくは民間企業の施設を区分所有し、又は一部を借用している施設（以下「借用等施設」という。）の管理は、当該借用等施設が入居する施設の館内規則等に従うほか、この訓令に定める庁舎の管理に準じて行うものとする。

2 借用等施設の庁舎管理者は、当該借用等施設で勤務する職員の所属の長をもって充てる。ただし、借用等施設に複数の所属の職員が勤務する場合は、当該借用等施設で勤務する職

員の数最も多い所属の長をもって充てるものとする。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。